



第50回 定時株主総会招集ご通知

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

感染防止に向けた対応については、2ページに記載しておりますので、ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

日 時 | 2022年6月22日（水曜日）午後2時

場 所 | 新潟県新潟市中央区長潟570番地
HARD OFF ECOスタジアム新潟 会議室
(会場は前回と異なっておりますので末尾の会場
ご案内図をご参照下さい。)

決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

株式会社ハードオフコーポレーション
証券コード 2674

証券コード2674
2022年6月6日

株 主 各 位

新潟県新発田市新栄町3丁目1番13号
株式会社ハードオフコーポレーション
代表取締役社長 山 本 太 郎

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによる議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) により賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2022年6月21日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月22日（水曜日）午後2時
2. 場 所 新潟県新潟市中央区長潟570番地
HARD OFF ECOスタジアム新潟 会議室
(会場は前回と異なっておりますので末尾の会場 ご案内図をご参照下さい。)
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第50期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第50期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
計算書類報告の件
決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会終了後、懇談会を45分程度実施します。その後、スタジアム見学会を行います。お気軽にご参加下さい。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hardoff.co.jp>) に掲載させていただきます。
- ◎ 本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前に当社ウェブサイトを開示いたしました。
- ◎ 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hardoff.co.jp>) に掲載しております。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類に含まれております。

◎新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応について

- ・体調の優れない方のご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。
- ・受付で株主様の体温を測定させていただき、37.5℃以上の発熱が確認された場合および体調不良と見受けられる場合には、ご入場の制限をさせていただく場合がございます。
- ・ご来場の株主様におかれましては、マスクを着用いただき、会場設置のアルコール消毒液の噴霧にご協力をお願い申し上げます。
- ・最寄り駅から本株主総会会場までの送迎はご用意しておりません。

上記の他、本株主総会会場において、感染防止のための措置をいくつか講ずる予定でございます。ご協力くださいますようお願い申し上げます。

- ◎今後の状況により、株主総会の運営に関して事前に株主様にご案内すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hardoff.co.jp>) においてお知らせいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 議決権行使の方法について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）より議決権をご行使いただくことができます。ご希望の方は、同封の議決権行使用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 議決権の行使期限は2022年6月21日（火曜日）午後5時00分となっております。行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使ください。
- (3) 議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるご行使を有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- (4) 議決権行使コードおよびパスワード（株主様に変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。

[ご注意]

- ・パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。
- ・パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・「議決権行使ウェブサイト」は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

2. 「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部（株主名簿管理人）

フリーダイヤル

0120-768-524（年末年始を除く 9:00~21:00）

※機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、「株主の皆様への利益還元」を重要な経営方針のひとつとして位置づけております。1株当たりの利益や自己資本利益率(ROE)、キャッシュ・フローを向上させ、企業価値を高めるための積極的な事業展開を推進することにより経営基盤や財務体質の強化をはかり、連結配当性向50%程度を目安に業績に裏付けされた安定的な配当を実施していく方針であります。

当期の期末配当および剰余金の処分につきましては、当期の業績や内部留保等を総合的に勘案するとともに、本年8月をもって創業50周年を迎えることから、永年にわたる株主の皆様のご支援にお応えするため、1株につき35円の普通配当に加え、5円の記念配当を実施し以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金40円(普通配当35円、創業50周年記念配当5円)
総額 555,200,840円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月23日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現行定款	変更案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新 設)	<p>(附則)</p> <p>1. <u>変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上

(添付書類)

事業報告

(自 2021年 4月1日)
(至 2022年 3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい影響が徐々に和らぎ、一部で持ち直しの傾向が見られております。このような状況下、当社では「リアルタイム実行～基本、楽しむ、そして笑顔に～」を年度テーマとして掲げ、人財育成の強化や買取チャネルの拡大に取り組んでまいりました。首都圏出張買取センターの開設や、未出店地域への期間限定出店買取といった取り組みを通じ、リユース事業の要である買取の力を強化すべく努めてまいりました。

当連結会計年度のリユース店舗の出店につきましては、直営店13店舗を新規出店、7店舗を閉店し、F C加盟店4店舗を新規出店、9店舗を閉店いたしました。また、F C加盟店から直営店へオフハウス1店舗を移管いたしました。

以上の結果、リユース店舗数は直営店は396店舗、F C加盟店は518店舗となり、合計914店舗となりました。

当連結会計年度末時点における各業態別の店舗数は次表のとおりであります。

(単位：店)

店舗数	ハード オフ	オフ ハウス	モード オフ	ガレージ オフ	ホビー オフ	リカー オフ	ブック オフ	海外	リユース 合計	ブック オン
直営店	133 (+4)	125 (+5)	18 (△4)	11 (±0)	50 (+3)	4 (±0)	50 (△1)	5 (±0)	396 (+7)	2 (△1)
F C 加盟店	233 (+1)	197 (△5)	2 (△1)	5 (±0)	73 (△1)	1 (±0)	-	7 (±0)	518 (△6)	-
合計	366 (+5)	322 (±0)	20 (△5)	16 (±0)	123 (+2)	5 (±0)	50 (△1)	12 (±0)	914 (+1)	2 (△1)

- (注) 1. () 内は期中増減数を表しております。
2. 子会社の株式会社ハードオフファミリーおよび株式会社エコプラスが運営する店舗は直営店に含めております。
3. 子会社の台湾海徳沃福股份有限公司およびECO TOWN USA INC.が運営する店舗は、海外直営店に含めております。

当連結会計年度の経営成績は、国内既存店売上高が5.2%増、インターネット売上高が27.5%増となり好調に推移いたしました。

海外においては、米国の3店舗は新型コロナウイルス感染拡大前（2020年3月期）の水準以上に回復し、台湾2店舗も前期からの好調を継続しました。

前期の国内新店12店舗および前第3四半期より連結開始した子会社株式会社エコプラスの60店舗の通年寄与により、全社売上高は24,507百万円（前期比15.2%増）となりました。

利益面におきましては売上総利益率が0.2%ポイント改善し、売上総利益は16,843百万円（前期比15.6%増）、販管費は15,312百万円（前期比11.2%増）となった結果、営業利益は1,530百万円（前期比92.4%増）、経常利益は1,668百万円（前期比88.2%増）となりました。

また、投資有価証券売却益等108百万円を特別利益として計上、店舗の固定資産の減損損失等169百万円を特別損失として計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1,041百万円（前期比199.3%増）とそれぞれ大幅増益となりました。

事業部門別売上高は次のとおりであります。

【事業部門別売上高】

区 分	売 上 高		
	金 額	構 成 比	前 期 比
	千円	%	%
ハ ー ド オ フ 事 業	8,019,962	32.7	114.9
オ フ ハ ウ ス 事 業	8,776,459	35.8	123.3
モ ー ド オ フ 事 業	958,349	3.9	97.4
ガ レ ー ジ オ フ 事 業	504,874	2.1	111.7
ホ ビ ー オ フ 事 業	1,811,866	7.4	130.1
ブ ッ ク オ フ 事 業	3,179,940	13.0	102.4
F C 事 業	1,224,626	5.0	102.0
そ の 他	31,195	0.1	90.8
合 計	24,507,275	100.0	115.2

- (注) 1.金額には、消費税等は含まれておりません。
2.リカーオフ及び海外事業は、オフハウス事業に含めて表示しております。
3.FC事業は、ハードオフ・オフハウス・モードオフ・ガレージオフ・ホビーオフ・リカーオフのフランチャイズ事業であります。

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額(敷金、保証金および建設協力金を含む。)は、824百万円であります。

なお、これらの所要資金は自己資金で賄っております。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

①企業集団の財産および損益の状況

区 分	期 別	第 47 期	第 48 期	第 49 期	第 50 期
		自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	(当連結会計年度) 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
売 上 高(千円)		18,869,149	19,350,453	21,270,193	24,507,275
経 常 利 益(千円)		1,147,770	970,388	886,773	1,668,905
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)		493,895	389,361	348,119	1,041,901
1株当たり当期純利益(円)		36.63	28.88	25.60	75.06
総 資 産(千円)		15,805,404	15,940,922	18,105,812	18,736,031
純 資 産(千円)		13,129,662	12,828,877	13,039,536	13,750,184

②当社の財産および損益の状況

区 分	期 別	第 47 期	第 48 期	第 49 期	第 50 期(当期)
		自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
売 上 高(千円)		15,465,846	15,789,189	16,223,873	17,405,603
経 常 利 益(千円)		1,177,780	1,035,137	891,203	1,231,410
当 期 純 利 益(千円)		586,167	493,014	179,746	789,647
1株当たり当期純利益(円)		43.46	36.56	13.22	56.89
総 資 産(千円)		15,349,520	15,611,650	16,417,580	16,778,748
純 資 産(千円)		13,103,279	12,958,959	13,198,765	13,616,186

(3) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、2019年度より以下の長期ビジョンを掲げております。
「理念経営に磨きをかけ、誰にも真似できない唯一無二の存在になる。強いリアル店舗を中心とした“Re”NK CHANNEL を作り上げ、日本国内でも、海外でも、圧倒的なリユースのリーディングカンパニーとして循環型社会の構築に貢献する。」

- ※ “Re”NK CHANNEL（リンクチャネル）
リアル店舗とインターネットの様々なチャネルを融合させる
ハードオフ版のオムニチャネル戦略

2022年度は中期計画の見直しを行い、新たに「2025年1,000店舗体制」を掲げ、既存店のブラッシュアップと積極出店を行ってまいります。

リアルとネットの両軸を武器に、計画の実現に向け取り組んでまいります。

[リアル店舗戦略]

当社の運営するリユース店舗は、地域のお客様から買い取った品物を、そのまま買い取った店舗で販売する地産地消型であることから、品揃えは個々の店舗によって異なります。中にはその違いを楽しみに全国のお店を巡るお客様もおり、チェーン店でありながらも、店舗ごとに特色がある点は当社の大きな強みです。引き続きグループ全体でお客様にワクワクしていただけるような個性のある店舗づくりを目指してまいります。

[出店戦略]

従来の出店基準である「10万商圈に1店舗」の出店を確実にしながら、地方都市の空白エリアにも積極的な出店を行ってまいります。2025年までに1,000店舗体制を実現できるよう努めてまいります。

[ネット戦略]

2種類のスマートフォン用アプリ「ハードオフ公式アプリ」と「オファー買取アプリ」により、店舗への来店促進ならびに買取の強化に努めております。

また2021年度は公式ECサイトハードオフネットモールを「オフモール」に改称し、デザインを刷新いたしました。2013年のスタートから徐々にサービスの認知度も向上し、2021年度はECサイト月間チェーン売上高が過去最高額を記録いたしました。

今期も細かな改善を行いながらサービスの向上に努めてまいります。

[海外戦略]

現在、海外においては米国カリフォルニア州、米国ハワイ州、台湾、カンボジア、タイに出店をしており、各地域で多くのお客様からご支持を頂いております。今後も日本のリユース文化を世界中に広めてまいります。

また、2015年に国連で採択された持続可能な開発目標「SDGs」は2030年に向け世界全体で目指すべき共通の目標です。当社が行っているリユース事業は二酸化炭素を排出しない地球に優しいビジネスであり、事業そのものがSDGsの目標「12つくる責任 つかう責任」「13気候変動に具体的な対策を」などの達成推進に繋がると考えております。

これからもリユースを通じ、SDGsを始めとする社会課題の解決に貢献できるよう努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、リユース品の買い取り・販売を行うハードオフ、オフハウス、モードオフ、ガレージオフ、ホビーオフ、リカーオフおよびブックオフ（FC加盟）の各事業の直営店の経営を行うとともに、ハードオフ、オフハウス、モードオフ、ガレージオフ、ホビーオフ、リカーオフの各事業のFC本部として、加盟店に対して経営指導および商品等の販売を行うフランチャイズ事業を行っております。

各事業部門で取扱う商品は、次のとおりであります。

事業部門名	取 扱 商 品 名
ハ ー ド オ フ	オーディオ・ビジュアル・パソコン・楽器・腕時計・カメラ・各種ソフト・携帯電話等
オ フ ハ ウ ス	ブランド品&アクセサリ・家具・インテリア・ギフト・生活雑貨・レディース&メンズ衣料・ベビー&子供服・スポーツ用品・白物家電・アウトドア用品等
モ ー ド オ フ	レディース&メンズ衣料・アクセサリ・ブランド品（時計・バッグ類）等
ガ レ ー ジ オ フ	オーディオ・パーツ・タイヤ・ドレスアップ用品等の自動車用品・自転車等
ホ ビ ー オ フ	トレーディングカード・ゲーム・フィギュア・プラモデル・その他玩具等
リ カ ー オ フ	酒類（ワイン・ブランデー・ウイスキー・日本酒等）、グラス等
ブ ッ ク オ フ	本・CD・DVD・ゲームソフト等

また、上記の他、新刊書籍の販売を行うブックオン事業も行っております。

(6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

- ①本社 (本部) 新潟県新発田市新栄町3丁目1番13号
- ②東京オフィス 東京都港区新橋6丁目14番5号 SW新橋ビル8階
- ③子会社
株式会社ハードオフファミリー 千葉県白井市富士153番地27
リンクチャンネル株式会社 新潟県新発田市新栄町3丁目1番13号
株式会社エコプラス 宮城県名取市上余田字千刈田308
- ④国内店舗 (直営店) 391店舗

地域	店舗数
北海道	ハードオフ・オフハウス札幌西宮の沢店など 17店舗
青森県	ハードオフ・オフハウス青森中央店など 8店舗
岩手県	ハードオフ・オフハウス盛岡上堂店など 8店舗
秋田県	オフハウス・ブックオフ大館店など 9店舗
宮城県	ハードオフ・オフハウス・ガレージオフ・ホビーオフ仙台荒井店など 14店舗
山形県	ハードオフ・オフハウス・ホビーオフ山形北店など 13店舗
福島県	ハードオフ・オフハウス福島笹谷店など 14店舗
新潟県	ハードオフ・ブックオフ新発田店、オフハウス新発田店など 85店舗
群馬県	ハードオフ・オフハウス高崎高関店など 4店舗
茨城県	ハードオフ・オフハウス神栖店、ブックオフ竜ヶ崎緑町店など 6店舗
埼玉県	ハードオフ・オフハウス・ガレージオフ・ホビーオフ埼玉東松山店など 28店舗
千葉県	ハードオフ・オフハウス・ブックオフ千葉フレスポ稲毛店など 53店舗
東京都	ハードオフオーディオサロン・楽器STUDIO・TOKYOラボ吉祥寺店など 29店舗
神奈川県	ハードオフ・ホビーオフ小田原鴨宮店など 13店舗
長野県	ハードオフ・オフハウス長野北店など 10店舗
富山県	ハードオフ・オフハウス新高岡店など 7店舗
石川県	ハードオフ・オフハウス・ホビーオフ金沢諸江店など 7店舗
愛知県	オフハウス・ホビーオフ長久手南店など 3店舗
三重県	ハードオフ・オフハウス・ブックオフ伊勢中須店など 21店舗
京都府	ハードオフ・オフハウス・ホビーオフ宇治大久保店 3店舗
大阪府	ハードオフ・オフハウス・ホビーオフパロー寝屋川店など 20店舗
兵庫県	ハードオフ・オフハウス・ホビーオフ西宮店など 6店舗
奈良県	ハードオフ・オフハウス奈良檀原店など 4店舗
和歌山県	ハードオフ・オフハウス和歌山次郎丸店 2店舗
広島県	ハードオフフォレオ広島東店 1店舗
長崎県	ホビーオフ・ブックオフ長崎葉山店など 6店舗

⑤海外子会社

- 台湾海徳沃福股份有限公司 (HARD OFF TAIWAN INC.) 2店舗
- ECO TOWN USA INC. 3店舗

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況 635名

(注) 上記以外にパートタイマーおよびアルバイトを3,392名(1日8時間換算の平均雇用人数1,479名)採用しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
407名	4名増	36.4歳	10.5年

(注) 上記以外にパートタイマーおよびアルバイトを2,389名(1日8時間換算の平均雇用人数966名)採用しております。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 13,880,021株 (自己株式73,979株を除く。)
- ③ 株主数 9,788名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
ヤマモトアセット株式会社	4,662	33.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,419	10.23
山 本 善 政	300	2.16
株 式 会 社 ア イ マ ッ ト	290	2.09
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	284	2.05
ハードオフコーポレーション社員持株会	268	1.94
庄 司 健 一	170	1.22
山 本 太 郎	124	0.89
株式会社アートグラフィック新潟	100	0.72
吉 田 嘉 明	89	0.64

(注) 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

(2) 会社員の状況

① 取締役および監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	山 本 善 政	
代表取締役社長	山 本 太 郎	店舗運営本部長
専 務 取 締 役	長 橋 健	社長室長兼経営管理本部長
取 締 役	奥 山 守	
取 締 役	渡 邊 美 栄 子	
常 勤 監 査 役	渡 辺 一 男	
監 査 役	渋谷 正 博	
監 査 役	吉 田 耕 二	弁護士

- (注) 1.取締役奥山守氏、渡邊美栄子氏は、社外取締役であります。
2.監査役渡辺一男、渋谷正博および吉田耕二の各氏は、社外監査役であります。
3.当社は奥山守、渡邊美栄子、渡辺一男、渋谷正博、吉田耕二の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役および監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容決定に関する方針等

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、役位等に応じた「固定報酬」と前年度業績に連動する「業績連動報酬」で構成する。

「固定報酬」と「業績連動報酬」の割合は、70%：30%とする（基準報酬額の場合）。上記を踏まえた報酬テーブルを取締役会で決定し、「役員の報酬等に関する内規」（以下、「内規」という）に定める。

社外取締役の報酬は、コーポレートガバナンスの一層の強化と経営に対する独立性を確保するため、固定報酬のみとする。

2. 固定報酬の決定方針

取締役（社外取締役を除く）の固定報酬は月例報酬とし、取締役会で決定した内規に規定したテーブルに基づき決定する。

社外取締役の固定報酬は月例報酬とし、報酬金額については決定プロセスの客観性および透明性を確保するため、取締役会で決定する。

3. 業績連動報酬の決定方針

業績連動報酬は前年度の業績を踏まえ、毎年、一定の時期に支給するものとし、取締役会で決定した内規に規定したテーブルに基づき決定する。

具体的には、前年度の業績の達成度に応じた係数（0～1.7）の範囲で変動する。当社は総合的な収益力を表す「連結経常利益」を重要視しているため、「連結経常利益額の計画達成度」を指標とする。

4. 報酬の内容についての決定方法

取締役（社外取締役を除く）の報酬については、毎年6月に内規に基づき算定した個人別金額を取締役会にて確認、決定する。

なお、当社は2021年11月に、指名・報酬委員会を新設いたしました。2022年7月以降の取締役報酬につきましては、当該委員会への諮問・答申を経たうえで、取締役会にて決定いたします。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	102,129 (4,800)	90,384 (4,800)	11,745 (-)	- (-)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	12,600 (12,600)	12,600 (12,600)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	114,729 (17,400)	102,984 (17,400)	11,745 (-)	- (-)	8 (5)

- (注) 1. 業績連動報酬等にかかる業績指標は「連結経常利益額の計画達成度」であり、その実績は9ページ(2)①「企業集団の財産および損益の状況」に記載のとおりであります。当該指標を選択した理由は、当社が総合的な収益力を表す「連結経常利益」を重要視しているためであります。当社の業績連動報酬は職位別の基準額に対して0～1.7を乗じたもので算定されております。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2007年6月20日開催の第35回定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち、社外取締役は2名)です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2007年6月20日開催の第35回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 社外役員に関する事項

イ. 主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	奥 山 守	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席いたしました。他業種における経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では毎回、経営全般への助言を積極的に行い、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取 締 役	渡邊美栄子	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席いたしました。他業種における経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では毎回、経営全般への助言を積極的に行い、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
監 査 役	渡 辺 一 男	当事業年度開催の取締役会15回、監査役会16回の全てに出席するほか、社内重要会議に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、定期的に店舗往査を行っております。
監 査 役	渋谷正博	当事業年度開催の取締役会15回、監査役会16回の全てに出席するほか、社内重要会議に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	吉 田 耕 二	当事業年度開催の取締役会15回のうち13回、監査役会16回のうち15回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

ロ. 報酬等の総額

5名 17,400千円

ハ. 子会社からの報酬等の総額

社外監査役2名が当事業年度中に当社の子会社等から受取った役員報酬等の総額は2,400千円であります。

(3) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条 第1項の業務に係る報酬等の額	40,000千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に 係る報酬等の額	－千円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。
- 2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 当社グループが会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
40,000千円

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合、また、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合等、その必要があると判断したときは、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告します。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性および独立性を害する事由等の発生により、適正な職務の遂行が困難であると認められた場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念に基づいた「行動指針」を制定し、代表取締役がその理念・指針を役員をはじめグループ全社員に継続的に伝達し、法令および社会倫理の遵守を企業活動の原点とし経営理念の実現をはかることを徹底する。

代表取締役は、コンプライアンス委員会の委員長としてコンプライアンス全体を統括し、コンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。

コンプライアンスの推進については、コンプライアンス体制に係る規程を整備し役員および社員等が規程に準拠した業務運営にあたるように研修等を通じ指導する。

社長直轄の内部監査室は、コンプライアンス体制・法令ならびに定款上の問題の有無を調査し取締役会に報告する。取締役会は、問題点の把握と改善に努めコンプライアンス体制の見直しをはかる。

当社は、役員および社員等が法令もしくは定款上に違反する行為が行われ、または行われようとしていることに気づいたときは、内部通報制度を通じてコンプライアンス違反通報窓口となる内部監査室長もしくは社外監査役に通報される仕組みを定め、通報内容の秘密を厳守するとともに、通報者に対して通報、報告したことを理由として不利な取り扱いを行わないものとする。

当社は健全な企業経営のため、反社会的勢力との関係はコンプライアンス違反に繋がるものと認識し、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応をとり、反社会的勢力との取引は断固拒絶すべく、常に企業経営の重要事項として反社会的勢力排除に関する対応策を講じる。

反社会的勢力による不当要求等への対応を統括する部署を人事総務部と定め、不当要求防止責任者を人事総務部長とするとともに、事案発生時の報告および対応等の体制整備を行い、警察等外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を強化し、反社会的勢力には毅然とした姿勢で対処する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理についての総括責任者に人事総務部長を任命する。株主総会議事録・取締役会議事録・稟議書等取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は法令に基づき「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報を情報セキュリティや個人情報保護の観点に立ち、文書または電磁的媒体に記録し整理・保存・管理する。

内部監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

「文書管理規程」ほか関連規程は、必要に応じて適時に見直し、改善をはかるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、代表取締役は、人事総務部長をリスク管理に関する総括責任者に任命し、各部門担当取締役とともに、「経理規程」「与信管理規程」「FC管理規程」「リスク管理規程」等に基づいてリスク管理を強化する。

内部監査室は、当社グループ全体のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は、問題点の把握と改善に努めリスク管理体制の見直しをはかる。

有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。なお有事においては代表取締役を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたる。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、毎月1回定例取締役会を開催するとともに、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催する。取締役会においては、経営に関する重要事項の決定や経営に影響をおよぼすリスク事項等の検討ならびに中期経営計画および年度予算に基づいた各部門の目標に対する取締役の業務執行が効率的に行われるように監督を行う。

また、職務分掌・権限明細規程に基づいた取締役の効率的な業務遂行体制を阻害する要因については、その分析を行い改善をはかっていく。

取締役の職務の執行を効率的に行うために、取締役のうち2名は社外取締役とし、取締役会の活性化と経営監視機能の強化をはかる。

⑤当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するため、当社グループの管理は、代表取締役の任命により社長室長が統括する。

関係会社業務については、その自主独立性を尊重し予算計画に基づいた方針と効率的な業務遂行、経営理念に基づいた行動指針に則ったコンプライアンス体制の整備・構築、リスク管理体制の確立をはかるため、円滑な情報交換により適正なグループ活動を促進する。重要案件については事前協議を行う体制とし、関係会社業務担当取締役は、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会に報告する。

内部監査室は、当社グループ全体の管理体制を監査し取締役会に報告する。取締役会は、問題点の分析把握と改善に努め当社グループ全体の管理体制の見直しをはかる。

- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、補助すべき使用人を配置する場合の人事については取締役会と監査役が協議を行い決定するものとし、その補助すべき使用人は他の職務との兼任はせずにもっぱら監査役の指揮命令に従うものとする。

- ⑦当社グループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役および使用人は、当社グループに著しい損害および利益を及ぼすおそれのある事実、取締役および使用人の職務遂行に関する不正行為、重要な法令ならびに定款に違反する事実が発生する可能性もしくは発生した場合はその事実を監査役に報告するものとする。

また、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準およびその変更、内部監査の実施状況、各部門からの重要な月次業務執行事項、その他必要な重要事項を法令および「監査役会規程」ならびに「監査役監査規程」等社内規程に基づき監査役に報告するものとする。

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に対してヒアリングし説明を求めることとする。

監査役会は、代表取締役、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を行い相互認識と信頼関係を深めるものとする。

なお、「監査役会規程」および「監査役監査規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は内部監査室および当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人と緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努めるものとする。

当社は、監査役が職務を執行する上で必要な費用の前払等の請求を行ったときは速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

- ⑧財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告の基本方針」を定め、代表取締役の指示の下、内部監査室において、内部統制の整備・運用を行い、社内への周知徹底をはかる。

(5) 業務の適正を確保するための運用状況の概要

①コンプライアンスに対する取組みの状況

当社では、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しております（当該事業年度は書面を除き5回開催）。また、グループ全社員が「コンプライアンス規程」に従い自主的に行動できるよう周知しております。対象とする遵守事項・行動規範についての具体的な行動指針等を定めております。また、コンプライアンス規程に違反する行為が行われ、または行われるおそれがある場合に対応するため、「内部通報制度規程」に従い内部通報窓口を設置し、問題の早期対応に努めております。

②職務執行の適正および効率性の確保に対する取組みの状況

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成され、社外監査役3名も出席しております。「取締役会規程」の定めに従い、原則毎月1回の定時取締役会を開催し、決議事項の審議、検討事項の審議等を行うほか、その他重要な事項に関しては、その都度臨時取締役会を開催し適時対応しております（当事業年度は15回開催）。

③当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

当社グループの管理は、代表取締役の任命により社長室長が統括しており、グループ会社の自主独立性を尊重した業務の適正な活動を促進しております。また、管理の進捗状況について定期的に取締役会に報告しております。

④監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

当社の監査役会は社外監査役3名で構成されており、原則毎月1回の開催のほか、必要に応じて開催しております（当事業年度は16回開催）。また、常勤監査役を中心に監査方針、監査計画に基づき取締役会や社内重要会議に出席し、経営の監視を行うほか、業務執行状況の監査を行っております。取締役の職務執行については、「監査役会規程」「監査役監査規程」に従い経営執行に対する監督強化に努めております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

①会社の支配に関する基本方針の概要

当社では、以下の「財務および事業の方針」を理解し支持する者が、当社の財務および事業の方針の決定を支配すべき者として望ましいと考えております。

「財務および事業の方針」

法令および社会規範を遵守するとともに次の事項を推進し、企業価値の向上を目指す

- I. 経営の収益性や効率性を高め業績の向上に努め積極的な利益還元をはかる
- II. 経営の透明性を確保する
- III. 顧客や社員はじめあらゆるステークホルダーから信頼され支持される経営体制を構築する

上場会社である当社の株式は、株主および投資家の皆様による自由な取引に委ねられており、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき判断されるべきものと考えております。また支配権の獲得を伴うような当社株式の大規模な買付けであっても、上記方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであればこれを否定するものではなく、支配権の獲得提案を受け入れるか否かは株主の皆様の判断によるものと考えております。

しかしながら、大規模な買付提案の中には、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が当該提案の内容を検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間を提供しないもの等対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものも想定されます。

このような、上記の財務および事業の方針に反する不適切な者が当社の支配権の獲得を表明した場合には、当社は、必要かつ相当な対応措置を講じ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

②会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの概要

当社では、当社の企業価値・株主共同利益の向上のために、次のような取組みを実施しております。

一. 中長期的な経営戦略による企業価値・株主共同利益向上への取組み

当社の経営陣は、経営理念を実現するため最善の経営方針を立案し誠実な経営に努めております。こうした努力の結果、当社の強みは次のようになりました。

- I. 独自のビジネスモデルによるローコスト・ハイリターンの高い経営効率を実現
- II. 自己資本比率の高い、変化に即応・挑戦できる強い企業体質を確保
- III. リーディングカンパニーとしてリユース業界をリードし、直営店・FC加盟店での店舗展開により国内902、海外12、合計914のリユース店舗（2022年3月末現在）のネットワーク網を構築
- IV. 多業態のリユースショップ展開により多様化するお客様のウォンツとニーズに応えると同時に、各業態の専門性を高めることでお客様からの信頼を獲得

当社は、「理念経営に磨きをかけ、誰にも真似できない唯一無二の存在になる。強いリアル店舗を中心とした“Re”NK CHANNELを作り上げ、日本国内でも、海外でも、圧倒的なリユースのリーディングカンパニーとして循環型社会の構築に貢献する。」を長期ビジョンとして掲げ、その実現に向け2022年度は「ハードオフのDNAを確認、そして深める～ダイヤモンドチェーンを目指して～」を年度テーマとして掲げ、企業価値・株主共同の利益の向上をはかっております。

また当社は、「株主の皆様への利益還元」を重要な経営方針のひとつとして位置付けております。1株当たりの利益や自己資本利益率（ROE）、キャッシュ・フローを向上させ、企業価値を高めるための積極的な事業展開を推進することにより経営基盤や財務体質の強化をはかり、連結配当性向50%程度を目安に業績に裏付けされた安定的な配当を実施していく方針であります。

なお内部留保金につきましては、さらなる業績の向上と経営効率の改善により安定的な蓄積に努め、今後の人材育成および新設店舗への投資や新規事業分野の展開等に備えるために活用してまいります。

二. コーポレート・ガバナンスの強化による企業価値・株主共同利益向上への取組み

経営の透明性、誠実性、効率性、健全性を通して、経営理念の実現をほかり企業価値を高め、社会的責任を果たしていくことが当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方であります。

当社は、経営理念に基づき経営の効率化や経営のスピード化を徹底し経営目標達成のために、正確な情報収集と迅速な意思決定ができる組織体制や仕組み作りを常に推進しております。

この一環として従来から社外取締役・社外監査役を選任しており、現在も社外取締役2名・社外監査役3名を選任しております。

また、株主・投資家の皆様をはじめ、当社を取り巻くあらゆるステークホルダーへ迅速かつ正確な情報開示に努め、株主総会・取締役会・監査役会などの機能を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

今後こうした方針と施策を継続して、コーポレート・ガバナンスの充実に努め、企業価値・株主共同の利益を追求してまいります。

③会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しており、直近では2020年6月24日開催の当社第48回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき更新しております。その概要は以下のとおりです。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為（市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。）を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、更には当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。

当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。従いまして、大規模買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始できるものとします。

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、対抗措置をとりません。ただし、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがあります。このように、対抗措置をとる場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、株主の皆様の意思を確認する株主総会を開催する場合があります。

④ 具体的取組みに対する当社取締役の判断およびその理由

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための施策であり、まさに会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること、② 株主共同の利益を損なうものではないこと、③ 株主意思を反映するものであること、④ 独立性の高い社外者の判断を重視するものであること、⑤ デッドハンド型買収防衛策ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

【資産の部】		【負債の部】	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,783,449	流 動 負 債	3,869,013
現金及び預金	2,604,860	買 掛 金	56,501
売 掛 金	836,176	短 期 借 入 金	1,760,000
商 品	5,881,313	リ ー ス 債 務	158,719
仕 掛 品	447	未 払 法 人 税 等	354,283
そ の 他	463,718	未 払 金	337,122
貸 倒 引 当 金	△3,066	未 払 費 用	894,991
固 定 資 産	8,952,581	契 約 負 債	12,671
有 形 固 定 資 産	3,357,652	そ の 他	294,723
建物及び構築物	1,987,355	固 定 負 債	1,116,834
土 地	970,044	リ ー ス 債 務	329,855
リ ー ス 資 産	330,568	資 産 除 去 債 務	482,610
建 設 仮 勘 定	6,715	長 期 未 払 金	216,704
そ の 他	62,968	そ の 他	87,665
無 形 固 定 資 産	566,401	負 債 合 計	4,985,847
ソフトウェア仮勘定	728	【純資産の部】	
そ の 他	565,672	株 主 資 本	13,050,480
投資その他の資産	5,028,527	資 本 金	1,676,275
投資有価証券	2,401,942	資 本 剰 余 金	1,895,362
繰 延 税 金 資 産	478,546	利 益 剰 余 金	9,516,445
敷 金	1,482,886	自 己 株 式	△37,603
差 入 保 証 金	337,650	そ の 他 の 包 括 利 益	
建 設 協 力 金	219,002	累 計 額	643,018
そ の 他	117,974	そ の 他 有 価 証 券	
貸 倒 引 当 金	△9,475	評 価 差 額 金	651,093
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△8,074
		非 支 配 株 主 持 分	56,685
資 産 合 計	18,736,031	純 資 産 合 計	13,750,184
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	18,736,031

連結損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		24,507,275
売 上 原 価		7,664,105
売 上 総 利 益		16,843,170
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		15,312,422
営 業 利 益		1,530,748
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	25,265	
受 取 地 代 家 賃	30,436	
リ サ イ ク ル 収 入	25,205	
助 成 金 収 入	26,121	
そ の 他	44,538	151,566
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,253	
そ の 他	2,155	13,409
経 常 利 益		1,668,905
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	105,118	
固 定 資 産 売 却 益	27	
補 助 金 収 入	3,245	108,391
特 別 損 失		
減 損 損 失	139,232	
災 害 に よ る 損 失	18,799	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	6,642	
固 定 資 産 除 却 損	1,809	
固 定 資 産 圧 縮 損	3,245	169,728
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,607,567
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	547,660	
法 人 税 等 調 整 額	10,671	558,331
当 期 純 利 益		1,049,236
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		7,334
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,041,901

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年 4 月 1 日)
(至 2022年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,676,275	1,895,362	8,960,344	△37,603	12,494,378
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△485,800		△485,800
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,041,901		1,041,901
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	556,101	-	556,101
当 期 末 残 高	1,676,275	1,895,362	9,516,445	△37,603	13,050,480

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	536,233	△34,487	501,745	43,412	13,039,536
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△485,800
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					1,041,901
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	114,860	26,412	141,273	13,273	154,546
連結会計年度中の変動額合計	114,860	26,412	141,273	13,273	710,647
当 期 末 残 高	651,093	△8,074	643,018	56,685	13,750,184

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

【資産の部】		【負債の部】	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,866,131	流動負債	2,277,922
現金及び預金	1,760,606	買掛金	54,097
売掛金	680,716	短期借入金	700,000
商品	4,050,707	リース債務	132,787
貯蔵品	10,663	未払金	234,975
前払費用	255,467	未払費用	630,391
その他	110,257	未払法人税等	294,292
貸倒引当金	△2,287	未払消費税等	169,730
固定資産	9,912,616	預り金	13,249
有形固定資産	2,550,020	契約負債	10,143
建物	1,335,473	その他	38,254
構築物	25,702	固定負債	884,639
器具備品	28,813	リース債務	270,528
土地	901,544	資産除去債務	361,687
リース資産	252,210	長期未払金	215,896
建設仮勘定	6,275	その他	36,525
無形固定資産	574,553	負債合計	3,162,561
借地権	5,817		
ソフトウェア	503,952	【純資産の部】	
ソフトウェア仮勘定	495	株主資本	12,969,246
リース資産	57,490	資本金	1,676,275
電話加入権	6,796	資本剰余金	1,894,310
投資その他の資産	6,788,042	資本準備金	1,768,275
投資有価証券	2,382,291	その他資本剰余金	126,035
関係会社株式	2,324,360	利益剰余金	9,436,264
長期前払費用	24,832	利益準備金	17,100
繰延税金資産	418,361	その他利益剰余金	9,419,164
敷金	1,065,792	別途積立金	8,425,000
差入保証金	284,012	繰越利益剰余金	994,164
建設協力金	219,002	自己株式	△37,603
その他	266,611	評価・換算差額等	646,940
貸倒引当金	△197,220	その他有価証券評価差額金	646,940
資産合計	16,778,748	純資産合計	13,616,186
		負債・純資産合計	16,778,748

損 益 計 算 書

(自 2021年 4 月 1 日)
(至 2022年 3 月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		17,405,603
売 上 原 価		5,288,190
売 上 総 利 益		12,117,413
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,865,872
営 業 利 益		1,251,541
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	27,733	
受 取 地 代 家 賃	19,689	
受 取 補 償 金	1,563	
助 成 金 収 入	2,099	
リ サ イ ク ル 収 入	20,812	
そ の 他	15,985	87,882
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,778	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	100,000	
そ の 他	234	108,013
経 常 利 益		1,231,410
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	105,118	105,118
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,761	
減 損 損 失	67,143	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	76,792	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	6,642	152,339
税 引 前 当 期 純 利 益		1,184,190
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	453,000	
法 人 税 等 調 整 額	△58,456	394,543
当 期 純 利 益		789,647

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	1,676,275	1,768,275	126,035	17,100	8,425,000	690,318
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△485,800
当 期 純 利 益						789,647
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	303,846
当 期 末 残 高	1,676,275	1,768,275	126,035	17,100	8,425,000	994,164

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△37,603	12,665,400	533,365	13,198,765
当 期 変 動 額				
剰余金の配当		△485,800		△485,800
当 期 純 利 益		789,647		789,647
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)			113,574	113,574
当期変動額合計	-	303,846	113,574	417,421
当 期 末 残 高	△37,603	12,969,246	646,940	13,616,186

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社ハードオフコーポレーション
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新潟事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野田 裕一
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 塚田 一誠

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハードオフコーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハードオフコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社ハードオフコーポレーション
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 新潟事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野田 裕一
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 塚田 一誠

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハードオフコーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

株式会社ハードオフコーポレーション 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 渡辺 一 男 ㊟
社 外 監 査 役 渋谷 正 博 ㊟
社 外 監 査 役 吉 田 耕 二 ㊟

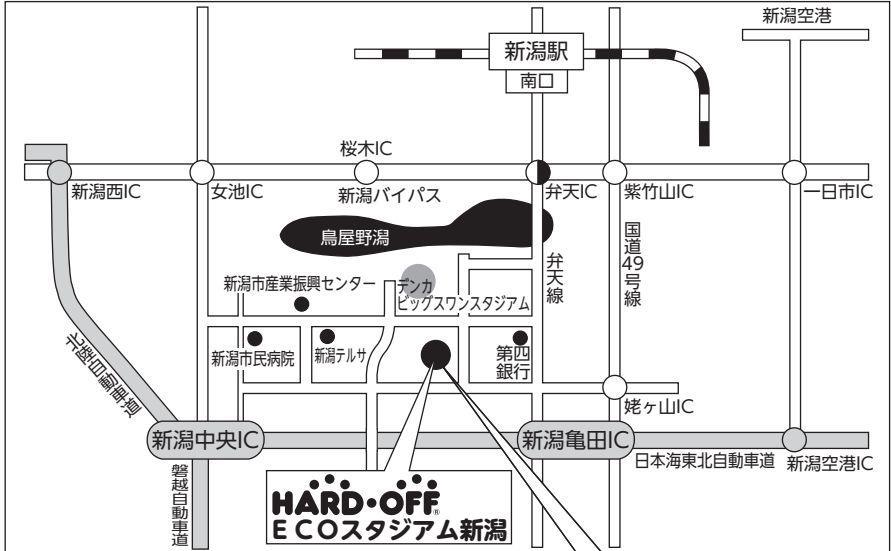
以 上

メ 毛

メ 七

株主総会会場ご案内図

会場／新潟市中央区長潟570番地
 HARD OFF ECOスタジアム新潟 会議室
 電話 (025) 287-8900



交通のご案内

J R新潟駅より車で約15分
 新潟空港より車で約25分
 日本海東北自動車道
 新潟亀田ICより車で約5分
 北陸自動車道 新潟中央ICより車で約5分

バス (新潟交通)

●行き (曾野木ニュータウン行き)

番号	新潟駅南口 発 (1番乗り場)	スポーツ公園前 着
S71	13:12	13:25

●帰り (新潟駅南口行き)

番号	スポーツ公園前 発	新潟駅南口 着
S70	15:17	15:33
S70	16:15	16:32
S70	16:25	16:42
S70	16:35	16:52
S71	16:44	17:02
S70	17:15	17:33

駐車場のご案内(無料)



駐車台数約170台 入口に案内係がおりますので案内に従ってご入場下さい



見やすいユニバーサルデザイン
 フォントを採用しています。